

青梅市健康センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月24日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

青梅市健康センターの施設の一部を貸出しに供することができるようにするため、当該施設の使用等に関する規定を加えるほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市健康センター条例の一部を改正する条例

青梅市健康センター条例（昭和60年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康づくりを推進するため、健康診査、健康相談、予防接種等の保健サービスを総合的に行う場として」を「健康を保持増進し、および福祉の増進を図るため」に改める。

第2条第1項中「健康センターは、次の各号」を「青梅市長（以下「市長」という。）は、健康センターにおいて、次」に改め、同項第1号および第2号を次のように改める。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）にもとづく健康増進事業
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）にもとづく母子保健に関する事業

第2条第1項第3号および第4号を削り、同項第5号中「こと。」を「事業」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項に規定するもののほか、青梅市（以下「市」という。）の実施する事業および青梅市内（以下「市内」という。）の団体の活動のために必要な施設を充足させるため、健康センターの施設の一部の貸出しを行う。

第3条を次のように改める。

（施設の貸出しに供する範囲）

第3条 前条第2項の規定により貸し出す施設（以下「貸出施設」という。）は、規則で定める。

2 貸出施設は、市および次に掲げる団体に対して貸し出す。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者のうち、障害者手帳の交付を受けた者等により構成する団体で、市長が認めるもの

(2) 市内の中学生以下を主な構成員とする市内の団体で、市長が認めるもの

(3) その他市長が適当と認める団体

第4条を第17条とし、第3条の次に次の13条を加える。

（貸出施設の使用料）

第4条 貸出施設の使用料は、無料とする。

（使用の承認）

第5条 貸出施設を使用しようとする団体は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、健康センターの管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付すことができる。

（使用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出施設の使用を承認しない。

(1) 公益を害し、または秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

（使用承認の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出施設の使用の承認を取り消し、または使用を中止させることができる。

- (1) この条例またはこれにもとづく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的または使用の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の場合において、使用の承認を受けた団体（以下「使用団体」という。）に損害を生ずることがあつても、市は、その賠償の責めを負わない。

（使用期間）

第8条 貸出施設は、同一団体が同一施設を引き続き3日以上使用することはできない。ただし、市長が特に必要と認めるとき、または管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（使用時間）

第9条 貸出施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項に規定する使用時間について市長が特に必要があると認めるときは、これを短縮または延長することができる。

（休業日）

第10条 貸出施設の休業日は、次のとおりとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、これを変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 1月1日から同月3日まで
- (3) 12月29日から同月31日まで

（目的外使用の禁止）

第11条 使用団体は、承認を受けた目的以外に貸出施設を使用してはならない。

（使用権の譲渡禁止）

第12条 使用団体は、使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

（設備変更の禁止）

第13条 使用団体は、貸出施設に特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第14条 使用団体は、貸出施設の使用を終了したときは、ただちに設備を原状に復さなければならない。第7条第1項の規定により使用承認を取り消され、または使用を中止させられたときもまた同様とする。

(損害賠償)

第15条 使用団体は、使用に際し、貸出施設および付帯設備に損害を生じさせた場合は、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(販売行為等の禁止)

第16条 何人も健康センターおよびその敷地内においては、物品の販売行為等をしてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の青梅市健康センター条例第5条による使用の承認にかかる必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。